

## 随意契約理由書

1 工 事 名	東大阪線鋼桁大規模修繕工事（その1）
2 業 者 名	株式会社 I H I インフラシステム
3 随意契約理由	<p>本工事は、13号東大阪線（大阪市西区阿波座2丁目付近）の拡幅部において、供用中の阪神高速道路直近、かつ交通量の多い複数の主要幹線道路（中央大通、なにわ筋）上等、制約の多い施工条件のもとで、縦目地構造の抜本的な解消（改良）を実施する工事である。</p> <p>この条件のもと施工方法の検討を行うにあたっては、施工者のノウハウを活用する必要があるとともに、その施工方法に応じた最適な構造を取り入れる必要がある。</p> <p>このため、発注者によって最適な仕様を設定できない工事であり、技術提案・交渉方式を適用し事業目的達成のために最も有効な技術提案を行った株式会社 I H I インフラシステムを優先交渉権者とし、当該技術提案を反映した設計を実施した。</p> <p>本工事はこの設計に基づく工事を行うものであり、優先交渉権者である株式会社 I H I インフラシステムが工事の実施が可能な唯一の者である。よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号に基づき随意契約を行うものである。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	